

壮警町告示第1号

令和8年壮警町議会第1回臨時会を、次のとおり招集する。

令和8年1月8日

壮警町長 田 鍋 敏 也

記

- 1 期 日 令和8年1月15日
- 2 場 所 壮警町役場 大会議室
- 3 付議事件
(1) 令和7年度壮警町一般会計補正予算(第9号)について

○応招議員（9名）

1番 山 本 勲 君
3番 長 内 伸 一 君
5番 佐 藤 恣 君
7番 菊 地 敏 法 君
9番 森 太 郎 君

2番 加 藤 正 志 君
4番 毛 利 爾 君
6番 湯 浅 祥 治 君
8番 真 鍋 盛 男 君

○不応招議員（0名）

令和8年壮瞥町議会第1回臨時会会議録

○議事日程（第1号）

令和8年1月15日（木曜日） 午前10時00分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第1号 令和7年度壮瞥町一般会計補正予算（第9号）につ
いて

○出席議員（9名）

1番	山本	勲	君	2番	加藤	正志	君
3番	長内	伸一	君	4番	毛利	爾	君
5番	佐藤	恣	君	6番	湯浅	祥治	君
7番	菊地	敏法	君	8番	真鍋	盛男	君
9番	森	太郎	君				

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	田鍋敏也	君
副町長	厂原收	君
教育長	柴田曆章	君
会計管理者兼		
	石塚季男	君
税務会計課長		
総務課長（兼）	土門秀樹	君
企画財政課長	澤井智明	君
企画財政課参事	蛭名雄一	君
住民福祉課長	上名正樹	君
住民福祉課参事	大内宏二	君
産業振興課長	篠原賢司	君
商工観光課長	三松靖志	君
建設課長	山崎清輝	君
生涯学習課長	河野圭	君
選管書記長（兼）	土門秀樹	君
農委事務局長	齋藤誠士	君
監委事務局長（兼）	小林一也	君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼）	小林一也	君
---------	------	---

◎開会の宣告

○議長（森 太郎君） ただいまから令和8年壮警町議会第1回臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（森 太郎君） 直ちに本日の会議を開きます。
（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（森 太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において
1番 山本 勲君 2番 加藤正志君
を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（森 太郎君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間と決しました。

◎議案第1号について

○議長（森 太郎君） 日程第3、議案第1号 令和7年度壮警町一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（厂原 収君） 令和8年第1回臨時会に当たり提出いたします議件は、議案第1号の1件であります。その内容についてご説明いたします。

1ページになります。議案第1号 令和7年度壮警町一般会計補正予算（第9号）について。

令和7年度壮瞥町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額 50 億 6,091 万 5,000 円に歳入歳出それぞれ 8,919 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 51 億 5,010 万 7,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

事項別明細書、歳出から説明いたします。8ページになります。総務費、企画費、企画費の地域おこし協力隊事業になりますが、地域おこし協力隊の町内事業者派遣事業を実施するため、委託料で150万円を追加し、負担金補助及び交付金で150万円を減額する予算科目の組替えを行うものであります。

民生費、児童福祉費、児童福祉総務費で593万3,000円の追加となります。物価高対応子育て応援手当支給事業になりますが、物価高の影響を強く受けている子育て世帯を支援し、子供たちの健やかな成長を応援するため、ゼロ歳から高校3年生年代までの子供を養育する父母等に対し、子供1人当たり2万円を支給するもので、時間外勤務手当で10万円、事務用消耗品費で1万円、郵便料の通信運搬費で3万円、口座振込手数料で7万円、システム改修に係る西いぶり広域連合負担金（電算）で12万3,000円、物価高対応子育て応援手当として560万円をそれぞれ計上するものであります。

農林水産業費、林業費、林業振興費で84万円の追加となります。有害鳥獣関係の春期管理捕獲事業委託料になりますが、ヒグマの人里出没抑制やヒグマ対策技術者育成を目的として残雪期にヒグマを駆除する春期管理捕獲事業を実施するため、北海道猟友会伊達支部壮瞥部会への委託料を計上するものであります。

商工費、商工費、観光費で100万円の追加となります。昭和新山国際雪合戦事業の昭和新山国際雪合戦補助金になりますが、昭和新山国際雪合戦への支援を目的とする企業版ふるさと納税による寄附があったため、寄附法人の意向を踏まえ、昭和新山国際雪合戦実行委員会への補助金を計上するものであります。

諸支出金、諸費、国道支出金返納金で5万8,000円の追加となります。国道支出金返納金（住民福祉課所管分）になりますが、令和6年度の児童手当事業及び出産・子育て応援給付金事業の完了に伴い、実績により不用額が生じたため計上するものであります。

物価高騰対応重点支援事業費、物価高騰対応重点支援事業費、物価高騰対応重点支援事業費で8,136万1,000円の追加となります。その内訳になりますが、物価高騰対策商品券追加配付事業で4,839万8,000円の追加となります。エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けている町民に対し、1人当たり2万円分の商工会商品券

を配付することにより、経済的負担の軽減と町内での消費喚起を図るもので、物価高騰対策商品券 2,250 人分で 4,500 万円、事務用消耗品費で 2 万円、封筒の印刷製本費で 3 万 3,000 円、簡易書留郵便料の通信運搬費で 64 万 5,000 円、壮瞥町商工会に対する事務手数料で 270 万円をそれぞれ計上するものであります。医療機関等事業継続支援事業の医療機関等事業継続支援事業補助金で 130 万円の追加となります。エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けている医療機関、老人介護施設及び障害者福祉施設のうち、入院、入所施設のある 5 事業者に対して 1 事業所当たり 20 万円、日中のみ利用者を受け入れている 3 事業者に対して 1 事業所当たり 10 万円の支援金を交付するため計上するものであります。農林業者エネルギー価格高騰対策支援事業で 1,206 万 3,000 円の追加となります。燃油価格や電気料金等の高騰により動力光熱費が増大している町内農林業者の負担軽減を図るため、直近年の各経営体の動力光熱費の実績に応じて 5 万円、10 万円、15 万円及び 20 万円の 4 区分で支援金を交付するもので、郵便料の通信運搬費で 3 万 7,000 円、口座振込手数料で 2 万 6,000 円、農林業者エネルギー価格高騰対策交付金で 1,200 万円をそれぞれ計上するものであります。中小企業等事業継続支援事業の中小企業等事業継続支援事業補助金で 1,820 万円の追加となります。賃上げやエネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けている中小企業、小規模企業の事業継続を支援するもので、1 事業者当たり法人 20 万円、個人事業者 10 万円の支援金を交付するため計上するものであります。地域交通・運送事業者臨時支援事業の地域交通・運送事業者臨時支援事業補助金で 140 万円の追加となります。エネルギー価格等の高騰の影響を受けている地域交通、運送事業者の事業継続を支援するもので、営業登録車両 1 台当たり 2 万円の支援金を交付するため計上するものであります。

次に、歳入になりますが、7 ページになります。地方交付税、地方交付税、地方交付税で 994 万 3,000 円の追加となります。

国庫支出金、国庫補助金、民生費補助金で 593 万 3,000 円の追加となります。物価高対応子育て応援手当支給事業補助金になりますが、物価高対応子育て応援手当支給事業に係る補助金を計上するものであります。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で 7,161 万 6,000 円の追加となります。エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を目的とする物価高騰対応重点支援事業に係る交付金を計上するものであります。

道支出金、道補助金、農林水産業費補助金で 70 万円の追加となります。春期管理捕獲事業補助金になりますが、ヒグマの春期管理捕獲事業に係る補助金を計上するものであります。

寄附金、寄附金、一般寄附金で 100 万円の追加となります。企業版ふるさと納税寄附金になりますが、1 法人からの寄附金を計上するもので、寄附法人の意向により昭和新山国際雪合戦事業に活用することとし、当該事業に充当するものであります。

なお、10 ページ以降の給与費明細書につきましては、後ほどご照覧ください。

また、2 ページからの第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略いたします。

続いて、4 ページになります。第 2 表、繰越明許費では、民生費、児童福祉費、物価高対応子育て応援手当支給事業で 593 万 3,000 円、物価高騰対応重点支援事業費、物価高騰対応重点支援事業費、物価高騰対策商品券追加配付事業で 4,839 万 8,000 円を計上するものであります。

以上が今臨時会に提出いたします議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（森 太郎君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出についてページごとに受けます。一般 2 ページ。

5 番、佐藤恣君。

○5 番（佐藤 恣君） 前にも、たしか去年の 12 月 26 日だったと思いますけれども、全員協議会の中で説明受けておりますけれども、確認の意味で質問したいと思います。

まず、物価高騰対策商品券追加配付事業ですけれども、この中で手数料として 270 万が計上されている、前回の全員協議会の中では商品券換金手数料という言葉使っていたのですけれども、この手数料の中に含まれるものは、270 万に含まれるものは何があるのか。というのは、先ほどの説明では 3 万 3,000 円が印刷製本費として……

○議長（森 太郎君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 15 分

再開 午前 10 時 16 分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ただいまの質問は、ページが違っておりましたので、佐藤議員の質問は一旦取り消します。

一般の 2 ページについて何かありませんか。

3 番、長内伸一君。

○3 番（長内伸一君） 農林水産業費の林業振興費で有害鳥獣関係 84 万ということで予算化されております。今副町長から説明の中で農林水産業の補助金で 70 万の追加であって、それはヒグマの春期管理捕獲事業に係る補助金ということで説明がございました。当町も鳥獣害の被害が年々、相当猟友会のご協力いただいて対応しているというところがございますけれども、なかなか被害が軽減されていかないと。全道でも約 60 億ぐらいの被害額という話を聞いておりますけれども、その多くはエゾシカということでありましてけれども、近年特にヒグマが全国的に非常に出没、特に市街地においても出没する状況で、大変残念なことに亡くなられた方も全国で過去にないほ

ど多くいらっしゃる、本当にご冥福をお祈りしたいと思いますけれども、北海道でもそういう状況であると。地域によって非常に深刻な状況になりつつあるというようなことがマスコミ等の報道で聞かせてもらうことが多いわけですが、当町としてヒグマの出没の実態というものを聞かせたいのと、それから当然これは猟友会のご協力得ながら進めていくことになると思うのですが、どのような対応を強化しようとしているのかお伺いしたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（篠原賢司君） ご答弁申し上げます。

ヒグマの出没の状況というところでございますが、令和7年度につきましては15件ほどございました。その中で熊の例えばふんであったり、足跡だったり、そういうのを確認できたというのが5件ほどございました。ちなみに、令和6年度につきましては7件の目撃、足跡等の情報がございました。

それから、今回の春期管理捕獲事業ということで実施をしていくわけなのですが、こちらについては全国的に熊の人身被害が多くなってきているというところがございます、そういった中で壮瞥町におきましては人身被害というのはないのですが、今後の対応としてそういう技術を持った方を育成していく必要があると考えておりました、そういった意味で今回春期管理捕獲ということでこちらで講師の方をお招きして実際に山に入っていくというような形を取ってしまして、そういった経験を積んで今後実際にそういうことが起きたときに対応できる人材を育成していきたいと考えております。

○議長（森 太郎君） 3番、長内伸一君。

○3番（長内伸一君） 分かりました。6年度に比べて7年度、目撃件数というのですか、15件と増えているというお話をいただいたわけですが、全国の中でこれは地域が限定されるのか分かりませんが、警察官とか自衛官の協力を得て進めていくような方向性も出され、限定的なのでしょうけれども、聞いておりますが、それは市町村単位では多分ないだろうと思っているのですが、ある程度広域的な対応として取り組まれるものだろうと思うのですが、当町としてそういう動きがあるのかどうかという点と、それから当町の場合は観光地ということでございまして、町民以外に多くの観光客等が訪れる町ですから、そういう意味ではほかの町村と違った対応も時には必要になるのかなという感じがするわけですが、その辺の検討も実際は行われているのかどうか、この点についてもお聞きしておきたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（篠原賢司君） ご答弁申し上げます。

警察の方であったり、自衛官というところがございますが、現状でいきますと警察の方と連携して対応していくというのが現実的な対応かなと考えております。また、自衛官につきましては、他県でそういった動きもございますが、今のところそういった

た部分については聞いてはおりません。

それで、当町の対応という部分でございますが、主に緊急銃猟、そういった部分になるかなとは思いますが、こちらについては関係機関等、北海道、国も含めて、そういったところと連携しながら進めていく必要があると考えております。また、緊急銃猟の実施に当たっては、近隣の市町とも連携しながらどういう形で対応マニュアルを作成していくかというところをこれから検討していきたいと考えているところでございます。

〔発言する者あり〕

○産業振興課長（篠原賢司君） 失礼しました。答弁漏れがございました。

観光客の部分でございますが、こちら洞爺湖町さんも同じような形でございますので、近隣、また北海道からの事例等もお聞きしながら対応していきたいと考えております。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般3ページ。

5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 先ほどは大変失礼いたしました。改めて質問したいと思います。

物価高騰に対する支援、この内容についてはたしか12月26日開催の全員協議会の中で詳しいっていいですか、交付の概要についてお聞きしているのですが、そこで理解できない面、これについて伺いたいと思います。例えば物価高騰対策商品券の事業で手数料270万、これについては前回の説明では商品券換金手数料という説明で金額も同額ですけれども、この手数料に含まれるもの、これは何なのか、例えば今回詳しく封筒の印刷代がありましたけれども、商品券を9万枚印刷した場合やはり印刷費もかかるのではないかと思いますけれども、そのような手数料の中に含まれるものはどのようなものがあるのか伺いたいと思います。

1点目は以上です。

○議長（森 太郎君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（澤井智明君） ご答弁申し上げます。

商品券の追加配付事業の中の商品券換金手数料の内訳になりますけれども、こちらにつきましては換金手数料ですとか、発行手数料、商品券印刷代というものでございまして、まず商品券で、こちらの作業につきましては商工会のほうに作業をお願いするものでございますけれども、商品券の発注から発行ということで、その中にも印刷代というものが含まれております。その後使用された商品券を換金する作業ということで、商工会が行います作業に係る経費を計上しているものでございます。これにつきましては、その一連の作業を1枚当たりに換算すると30円ということで、この事業

立ち上げるときに事前に商工会とも協議して算出した経費となっております。

以上です。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 商品券については、手数料の中に含まれるということ分かりました。

そこで次に、農林業者に対しての動力光熱費の実質額の支援金、これについて理解を深める上でお聞きしたいのですけれども、これは令和6年度の動力光熱費を対象にいいですか、基準にするということのようですけれども、例えば5万円の方が40戸あるということで200万が内訳として前回の説明でありました。また、20万円の方が16戸ですか、あるので、320万って段階別に数字が示されましたけれども、そこで理解を深める上で5万円というのは実質額の何%くらいが交付金で賄われるのか、また最高額の20万というのは実質額の何%程度がこの20万として交付されるのか、この内容について伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（澤井智明君） ご答弁申し上げます。

動力光熱費に対してどれぐらいの交付金を充当するのかという率なのですけれども、こちらにつきましては幅を持たせておまして、一律何%というものではなくて、令和6年度の動力光熱費にかかった経費というのが10万円から50万円かかった事業者に対しましては上限額を設けて5万円というような形になっておりますので、それぞれの事業者様に対して幾ら使ったから、その何%支給するというものではなくて、幅を持たせて上限額を定めて交付金を交付するというものになっております。前回もご説明しましたけれども、5万円の交付金につきましては動力光熱費が10万円から50万円の事業者、10万円の交付金につきましては50万円から100万円かかった事業者に対して交付する金額で、15万円が100万円から150万円、20万円の交付金につきましては150万以上の動力光熱費の実績額ある方に交付金を交付するという内容になっております。

以上です。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） そういう幅を持った形での交付ということで理解いたします。

そこで最後に、今度は地域交通・運送事業者臨時支援事業について、これはそれぞれの業者の車1台につき2万円の支援をしますよということでしたが、それぞれの台数等については前に渡された資料で分かるのですけれども、町内の対象となるトラック関係、貸切りバス関係、タクシー関係はそれぞれ何社ずつが対象となっているのか、この対象の会社の数、これを質問したいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） ご答弁申し上げます。

地域交通・運送事業者臨時支援事業につきましては3社が対象となってございまして、あと個人で黒ナンバー、軽貨物を所有されている方がお一人ということで認識しているところでございます。

以上です。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、歳入について、一般1ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、給与費明細書について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、第1表、歳入歳出予算補正について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、第2表、繰越明許費について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 令和7年度壮警町一般会計補正予算（第9号）については原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（森 太郎君） これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和8年壮警町議会第1回臨時会を閉会いたします。

（午前10時34分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員